

☆ ***** ☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB 基金（ ） DB 規約（ ） DC （ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 （○）

【タイトル】 国民年金法等の一部改正等の法律の概要

☆ ***** ☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第 217 回通常国会において、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が可決、成立しました。（2025 年 6 月 20 日公布）

（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html

概要については以下のとおりです。なお、当メルマガでは「公的年金」領域を範囲としております。

「私的年金領域（確定給付企業年金、確定拠出年金等）」については、別途、「年金 NEWS 2025.6.19 号」でご案内しております。

1. 被用者保険の適用拡大

(1) 短時間労働者の適用要件のうち、「賃金要件の撤廃」「企業規模要件の段階的撤廃」

i. 「賃金要件」：（現行）月額賃金 8.8 万円（約 106 万円/年）以上

➡ 撤廃（公布日から 3 年以内）

ii. 「企業規模要件」：（現行）従業員 50 人超企業

➡ 段階的に撤廃（2027 年 10 月～）

iii. 「時間要件」：（現行）週労働時間 20 時間以上 ➡ 存置

【概説】

- ・短時間労働者の被用者保険（厚生年金保険・健康保険）適用範囲はこれまで段階的な改正（範囲拡大）を重ねてきましたが、今回改正によって、一段の拡大が図られることとなります。

- ・従来は、上記 i ~ iii のいずれかに該当する場合、原則的に被用者保険の加入対象外でしたが、このうち i (いわゆる「106 万円の壁」) と ii が将来的に撤廃となる運びです。
- ・これにより生じる事業主(特に従業員 50 人以下事業所)の保険料拠出や事務負担の増大については、当局として引続き留意を払うとされています。

(2) 常時 5 人以上を使用する個人事業所の「非適用業種」の解消

(現行)常時 5 人以上個人事業所のうち、法定「17 業種」以外に該当(*)する事業所は非適用 → 解消(被用者保険の適用対象とする) (2029 年 10 月～)

(*)農業・林業・漁業・宿泊業・飲食サービス業 等

【概説】

- ・(1)と同様に、事業主の保険料や事務負担の増大について留意。
- ・5 人未満の個人事業所等への適用拡大は、引続き検討事項となっています。

(3) 保険料負担割合の変更

(現行)厚生年金保険料は「労使折半負担」

→ 事業主負担割合を高めることができる

【概説】

- ・主には(1)で拡大となる労働者の保険料負担軽減を企図するものですが、特定の労働者のみを対象とした場合の(それ以外の労働者との)公平性、負担余力の乏しい事業所の雇用が不利に置かれること等への懸念が、引続き留意されるところです。

2. 在職老齢年金制度の見直し(2026 年 4 月～)

(現行): 月額「①賃金 + ②老齢厚生年金 > 50 万円」において、

50 万円を超えた部分の 1/2 相当額を②から支給停止

→ 上記「50 万円」の支給停止調整額を「62 万円」へ引上げ

【概説】

- ・老齢厚生年金受給者(60 歳以上)が対象となります。
- ・現行制度では、例えば月額「①賃金 45 万円 + ②年金受給額 10 万円 = 合計 55 万円」の場合、50 万円超部分の 5 万円の 1/2 である 2.5 万円の年金が支給停止され、結果、「① 45 万円 + ② 7.5 万円 = 合計 52.5 万円」が当該月の収入総額となります。
- ・現行の支給停止調整額「50 万円」が「62 万円」へ引上がることで、上記ケースでは支給停止に該当せず、当初の合計 55 万円が収入総額となります。

- ・高齢者の勤労意欲減退を抑制させることが主眼です。

3. 遺族年金の見直し

(1) 遺族厚生年金（こどもがいないケース）

※年齢は、配偶者死亡時の年齢

(現行)女性：① 30歳未満⇒5年間の有期給付

② 30歳以上⇒無期給付

男性：① 55歳未満⇒給付なし

② 55歳以上⇒60歳から無期給付

➡ 男女共通：① 60歳未満⇒5年間の有期給付

② 60歳以上⇒無期給付

(給付要件のうち「収入要件(850万円)」は廃止)

(2028年4月～ 女性は20年かけて段階的廃止)

【概説】

- ・上記のとおり、遺族厚生年金の支給要件は、女性に比べ男性に厳しいものでした。
- ・女性の社会進出等の背景を考慮して、基本的に男女差解消の方向となります。
また、(男女とも)「配慮が必要な場合」は5年経過以降も給付継続の途が開かれています。
- ・なお、18歳未満の「こども」がいる場合は、18歳到達までは従来どおりの支給が行われ、18歳到達以降に上記の有期給付が開始されます。

(2) 遺族基礎年金

(現行) 父または母が遺族基礎年金を受取れない場合、こどもも遺族基礎年金を受取れない

➡ 父または母と生計を一にしている、こどもが受取れる

(2028年4月～)

【概説】

- ・分かり易い例としては、「離婚して再婚していない元配偶者に、こどもが引取られる」ケースです。この場合は婚姻関係が解消されており配偶者は「遺族」ではないため、遺族基礎年金が支給されません。こどもは「遺族」であり続けますが、「生計を同じくする父若しくは母があるとき」、現行は支給停止となります。
- ・昨今の離婚増加の背景下、こどもの育成支援の観点もあり、今回改正となります。

※この場合の「こども」とは、18歳到達年度末までのこども

(障害ある場合は 20 歳まで)

4. 厚生年金等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

(現行) 保険料や年金額の計算に使う「標準報酬月額」の最高値は、
「65 万円」

→ 「75 万円」に引上げ (2027 年 9 月～段階的引上げ)

【概説】

- ・現在の標準報酬月額は 8.8 万円から 65 万円までの 32 等級ですが、第 1 号厚生年金被保険者の男性では「65 万円」に 9.6%*が属し、最高値が最頻値となっており、均衡が取れていません。なお、健康保険の最高値 139 万円、50 等級と比べても、格差があります。 *2024.11.25 社会保障審議会年金部会資料より
- ・今回改正により、高収入層の保険料・給付額が引上がる(*)ことが想定されます。

(*)月 75 万円以上収入の月保険料：59,500 円⇒68,600 円

厚労省試算

5. 将来の基礎年金の給付水準の底上げ

【概説】

- ・年金額の伸びを、賃金あるいは物価上昇、労働者人口増減の一定幅以内に抑制させる、いわゆる「マクロ経済スライド」についての改正です。
- ・現行は、スライドの調整(抑制)期限を、基礎年金部分は 2057 年近傍、報酬比例部分(厚生年金)は 2026 年近傍に設定しています。両者の期限を一致させるのが改正の骨子です。
- ・調整期間が長いほど、年金給付額が賃金および物価の伸び未滿に抑制される程度が深化するため、基礎年金部分の目減り幅が大きくなることへの懸念が背景にあります。
- ・今回の改正では、「基礎年金の増加(想定よりは低減しない)、報酬比例部分の減少」となり、トータルの将来受給額は増加(想定よりは低減しない)する試算ですが、当初は後者の減額幅が上回る見込みです。
- ・具体的な検討は「次回 2029 年の年金財政検証の内容、結果を見たらうえで」と先送りした格好ですが、(当初は報酬比例部分の減額が先行する)厚生年金被保険者の反発や、基礎年金の半分を拠出する国庫負担(税金が主財源)の増額(+2 兆円～3 兆円程度)に必要な追加財源の確保が未確定など、課題はなお多い状況です。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202506-170-0108-D